

てつくられております関係で、大体、洋食風な形態になっているのではないかと思います。したがって、どうしても前かがみになったりいたしまして食事をすると、いうふうになってくるのではないかと思います。

それから、人間は普通一日三食といたしまして、一年間には一千九百五十食の食事をするわけでございます。そのうちの約百八十食分が、学校の児童は給食によつて学校で食べるわけでございます。したがって、犬食いになるというふうなことが、果たしてはしを使わないから犬食いになってしまふというような原因になるのか等につきましては、いろいろな見解や議論もあると思いますが、各家庭におきましてそれらの指導、しつけ等につきましてはぜひやしてほしいと考へるものでございます。

それから、給食ではしを使うことにつきましては、給食の担当の先生方とも十分相談いたしました。御指摘がありましたように、今年度から第一小学校をテストケースといたしまして、カレーライスを除く御飯ものとかめん類等のときの食事にはしを採用いたしてやってみておりますが、まだテスト中でございまして最終の結果は出ておりませんが、いままでの状況につきまして学校側に

聞いてみますと、大体、高学年の方はなかなか評判がよいようでございますが、低学年の方は手や指がまだ小さい関係で、はしが長過ぎて使いにくいとか、あるいはめん類等のときに滑ってしまふとか、いろいろと問題もあるようでございますが、当然、日本人の食生活の習慣上、御飯もの等につきましては、カレーライスを除きましてはしの方がよいようでございます。いずれにいたしましても、先割れスプーンもはしもそれぞれ長所、短所があると思ひますので、その扱い等につきましてはもう少し学校側の実態等を見まして、又、給食の献立部会というのもございますので、その献立部会等におきましてさらに研究をしていただきまして、その上で十分に考えてまいりたいと思ひております。

よろしく願ひいたします。

○福祉部長(森田 猛君) 自席から御答弁申し上げます。

ただいま福祉関係につきまして市長から御答弁申し上げましたが、その補足といたしまして私の方から御答弁申し上げます。

まず第一点といたしまして、今後の保育料につきましてでございますけれども、現在、保育料につきましては市長が申し上げたとおりでございしますが、たと

えは市の保育園、二園あるわけですが、それらの一例をとりましても、いわゆる公費負担、私費負担がどのようなになっているかと申し上げますと、実際に公費負担として九・六％、これは五十三年度の当初予算でございますが、使用していると。結局、保護者の負担というのは、いわゆるこれは月々納めております保育料でございますが、これが八・四％。こういうような現状になっております。これは、市の二つの保育園でございますが、これは一つの本当の例でございます。それから、先ほど市長が御説明申し上げましたが、われわれといたしましては国の徴収基準額、これによりまして徴収することになるわけでございますが、市長が申したとおり、市民の皆さんからは四三・七％経費負担していただきたいと。これは単に保育料だけの問題でございます。そのほかにも公費というものは非常に多く費用を出しておるといふことと、それから国基準額、これは年々、文句なく上がってくるというようなことでございまして、大体、五十一年度から五十三年度の差は約八・四％上がってきておると。市では保育料を改正しなかったので、そのままです。市の負担になってきておるといふような現状でございます。たとえば五十三年度予算上でござい

ますけれども、約一億二千五百万円、国の方では取りなさいよというようなことになっておりますが、実際に保護者から負担していただくのは五千四百五十万円。市が七千万円みているということでございます。なお、この七千万円でございますけれども、高額所得者、これに対しての出方が多いわけでございます。一例といたしまして対比すると、保護者の家庭が所得税年額三万円の世帯には市が負担しているのは六万二千円であると。又、一方高額所得者の所得税が二十四万円の家庭に対しては三十五万二千八百円も市が負担していると。こういうふうなことが言えるわけでございます。したがって、低所得者に対しては、言い方によりますれば市は非常に冷たいのではないかと。高所得者に対しては、相当市の負担を講じておるといふことでございます。

なお、高額所得者と目されるのは、大体、年収四百万円ぐらいではないかというふうに推測されるわけですが、その場合でも大体二六％ぐらいはわれわれ福生の保育園の中では占めていないかと、こういうふうに思われるわけでございます。したがって、これらの問題をどうするかというのが今後の大きな課題になってくるわけでございます。もちろん、われわれといたし

ましては低額所得者に対しては云々ということはありません。税金の公平な負担というような面で、やはり高額所得者に対しては検討しなければならぬという段階に来ていると思います。

それから、市立保育所の障害児の関係でございますが、これはわれわれも公務員として働いている場合は、いわゆる法を遵守しなければならないということが、これはあたりまえのことでございます。当然、この現段階におきましては、来年度から、いわゆる義務教育化の完成ということで障害児などを学校へ入れるというふうになっておりますが、われわれ保育園は御存じのように、児童福祉法に基づいて、保育に欠けるというのが前提でございます。この子がいるから仕事ができない、これは障害児以外のわれわれ日常のことでございますが、これはにわとりが先か卵が先かというような事情になるかと思えますけれども、一応やはり、保育に欠けるということがなければ保育所へはわれわれとしては措置できないという大きな法的な問題があるわけでございます。それから、仮に、障害児の問題にいたしましたとしても、どの程度の障害児を収容するかという、大きな、これは問題があるわけでございます。同じ障害児の中でも、身体

障害者もおるだろうし、精神薄弱の方もおるだろうということで、これは程度問題にも大きく左右されるわけでございます。これで、たとえ軽度なものを正常児と一緒に保育すると、こう言いますが、やはり、保育の人間の問題、職員の数の問題、それから施設の問題、それから、どのような、いわゆる保育をなすかという大きな問題もあるわけでございます。

市いたしましたしても、保育を一応、障害児の講習、研修等にも積極的に参加させておりますが、やはり、その研修の結果報告をとりますと、やはり、こういうような問題が大きく浮かび上がってくるということは、当然、保育からの報告で得られておるわけでございます。それで又、民間施設に任せきりであるというようなことがありましたが、そのようなことはございません。過去にも私、承知しただけでも、市の保育園でも障害児が入ってきて、それらを保育したというようなことも二件ほど、私、体験しております。このような関係で、軽度、保育に欠けているという前提のもとに、ある程度、障害があっても差し支えないだろうというのを保育してみたわけでございますが、なかなかこれらの子供さんにつきましては、非常に大変であるということとは私としても思っておりますので、現

段階では、現在の施設の中へ現職員の数で障害児を入れるということは無理であるというふうに考えております。したがって、現在では障害児であるがためというだけでの保育は考えておりません。

それから生活資金の関係でございますが、これも市長が答弁申し上げてございますが、福生の生活資金は公益質屋の廃止に伴う身がわりであるということから発足したわけでございます。公益質屋であれば質草が必要である、いわゆる担保でございますけれども、それから月に三%、年三六%になるわけでございますが、利息も払わなければならないというようなことで、これは、公益質屋の場合には福生市民以外の者も利用できるというようなこと、それに対して質屋が赤字であったので、福生市民以外に赤字を公費をもってみるというのもおかしいということで、貸付け制度を社会福祉協議会に委託したわけでございます。それで、限度額も市長が申したように、昨年引き上げたわけでございます。保証人の関係につきましては市長が申したとおりでございます。なお、秋川市で市民ローンをことしの四月から計画して実施に移しておりますが、この規則を見ますと、これではちょっと市民が借りやすいというような関係

係は、私はちょっと無理ではないかと——利息もかなり取りますし、なかなか条件といっても厳しいというようになっております。福生市は福生市で、この生活資金、これによつて現在、昨年引き上げましたが、これらにつきましても、やはり社会福祉協議会の評議委員会の議決等も必要なわけでございますので、市長が申したとおり、保証人を幾らまでにするかというようなことは、一応、社会福祉協議会の方とも私ども折衝してみたいと、こういうふうに思っています。

○一番(原 敏子君) それでは、自席から再質問させていただきます。

まず最初の保育料の問題ですけれども、市長の答弁の中で、所得の多い人は公正を欠くから、是正ということを専門委員会で検討すると、このような答弁がありましたけれども、この答弁でみますと、保育料の改正に関する限りの専門委員会ということになると思つてですね。私は、この中に、前回五十一年度だったでしょうが、保育料が値上げになつたのは……。そのときにも専門委員会がつくられ審議した中で、このような所得の多い人のために、所得の多い部分で保育料を値上げするというふうな結論が出て、そのとおり反対したにもかかわらず実施されたわけでありますけれども、こういう点ではこの専門委員

会が問題だと思ふんです。ぜひ、この専門委員会の中に父母の代表を入れてほしいということ。それと同時に、民主的で、かつ公開で行うべきではないかということも、私はそのときにも主張しましたけれども、今回も、市長はいつ、この専門委員会を置くかということが明確に答弁されてませんのでわかりませんが、この専門委員会をつくるときには、保育問題そのものをやはり審議してもらわなければ、保育料の問題も私は出ないんじゃないかと思ふんですね。保育料の問題だけ審議しても、この間みたいな、所得が多いからこの人たちは保育料を高く払って当然だという考えのもとで、安易に値上げになるということがあると思ふんです。いま、部長の話の中でもそのようなことが言われましたけれども、所得の多い者は——ということ、部長が年収四百万ぐらゐ、この方たちが二六%を占めているということを言われましたけれども、確かに、この高所得者という、これで言う年収四百万の高額所得というのは、保育園はそもそも共働き家庭で、夫婦二人が働いて、夫婦二人でなくとも家族みんなで働いて年収四百万以上ということになるわけですよ。一人が働いて年収四百万ということにならないうわけ、このような中で、この人たちが果たして高額所得者かどうなのかとい

うことも、私は考える必要があるんじゃないかと思ふんです。ですから、夫婦二人で働いて四百万といえ、片方働けば二百万で、だけでも働かなければいけないよ、うなその家庭においての状況や、又、そのお母さんが働くに当たっての社会的な要請とか、そういうものをやっぱり考えられないで高額所得者というのは、私はちょっとおかしいんじゃないかと思ふんですね。ですから、この問題で、ひとつ、高額所得ということを考え直してほしいということ、やはり、国の基準額というものが、は、きりそのままがいいのかどうかということ、私は考えてもういたいと思ふんですが、ここで言ってます政府の負担が、やはり福生市がこれだけ超過負担をしなければいけないのは、国の負担が少な過ぎるからだということは、部長も市長もその点考えられておられると思いますけれども、国の基準をそのままにして、市の財政が苦しいからということ、市民にしわ寄せをするのではなく、やはり国の基準も、国の方からもちと予算をきちんと取つてもうわなければいけないんじゃないかというふうに考えます。

その点、専門委員会の問題と、その点を少し聞かせてください。それと障害児保育なんですけれども、先ほど私が最初のお話の中で、

三月議会でも一般質問しましたが、この中では三月議会の中でも程度の軽い方をと。そして、三月の時点では三名の障害児が入所しているということですね。そして、この程度の軽いというのが私は問題じゃないかと思うんですね。そのときに、ことしの施政方針の中で、保育所の障害児加算がつけられるということは市長はこの場で話されたんですけれども、そのようなときに、この原則の保育園の申し込みの市のお知らせでは、やはり障害児の問題が一つも触れられていない。やはり、これはいままですういうことでは、保育園に障害があるため入れなかった子供の方が果たして多いんじゃないかと思うんですが、こういふときには、やはり保育園の申し込みのお知らせにも、ぜひこの点、書き添えていただく必要があったんじゃないかと思うんです。それと同時に、保育の研修を昨年も年二回行ったということですね。それについて、本年度もやってくれるんでしょけれども、そういう占がどうなって、それでもなおかつ、先ほどの部長の答弁のように、できないのかどうなのかということですね。私も部長と同じ意見なんです。現職員の中では無理であるということとは私も承知してますので、ここで市長にぜひお尋ねしたいんですけれども、現在でもやはり何名かの障害児が

入っているのは間違いないわけですね。それで、保育さんがふえてないわけですから現職員の中で行っているわけですね。市立でも、すみれ保育園でもいま一人、保育しているというふうに考えますけれども、—— そうだと思っんですけれども、後は、民間保育所で何名か保育してますけれども、その人たち、その保育園では現職員のまま保育しているということになれば、その保育園の保育さんたちが非常な重労働になっているわけなんです、その点、どのように考えるか。それと同時に、保育に欠けるという法的な観点から、障害児だからといって入れないんだというふうな答弁がありましたけれども、この、保育に欠ける障害児がいたら、やはりこれは法的根拠からみても預からなきゃいけないと思うんです。そうすると、保育さんをふやさなければ、保留している保育さんがいなければ、この法的根拠も果たせないんじゃないかと思うんですけれども、その点、市長はどういうふうに考えられているか、ぜひ聞かせていただきたいと思ひます。

それと、給食の問題ですけれども、この間、これも前回、私一般質問しまして、その中の答弁でも言われましたが、三食のうちの一食だから、お母さん方が家庭で何とかしつけをしてほしいというふうに言われましたが、そのときも私は、

学校給食というものは食べさせるだけじゃなくて、食べるということ自体が教育であるということ、これをやはり、きちっと位置づけてやれば、三食のうち一食だから何を使っても、どんな食べさせ方をしてもいいというふうにはならないと思います。それはやはり、最初に言わしていただきたいと思います。それと同時に、はしというものは食事をするだけじゃなくて、手や指の働きの基本の形を育てるものだという事なんですね。この、はしの働きの主なものは、四本の指の総合動作です。茶わんを持った左手とも連携活動にあるのにもかかわらず、はしが使えないためにそういうことが実際行われないということ。それと同時に、はしを使う手で、学校で使う鉛筆を持ったり、筆やはさみ、それから図工だとか、あらゆる、そういうピアノだとか、そういう笛だとか、そういう手先の器用さを育てるものが、やはり安易に、三食のうちの一食だということと置き去りにされるということは、私は教育として、やはりまずいんじゃないかと思うのです。これは、いま試験的だと言われますけれども、この間聞きましたところ、一せん、おはしたと大体百円ぐらいでつくれるということなので、ぜひこれを実施してほしいと思うんです。私は全部の給食におはしだけを使えと言っているんじゃないんですね。そのときの

献立、献立に応じた食器を子供たちに使ってやってほしいということなんです。ですから、カレーのときにおはしが出たってナンセンスなことなので、そういうような問題を、やはり学校側と、又、給食審議会がありましますので、ぜひその点、十分に相談していただいて対処していただきたいと思います。

それと、生活貸付資金なんですけれども、限度額の引き上げがとうてい無理だというふうに言われましたけれども、このような社会情勢の中で、去年から五万円から十万円に確か上がったと思うんです。市長も七月と言われたと思いますけれども、引き上げられたんです。する一年たちましたけれども、この一年間の間の消費着物価がどれぐらい上がったかということなども、又、これだけサラ金問題が各新聞や各市民の間で話題になっていることなんかも、どれぐらい把握されているのか。サラ金の被害、サラ金を借りて困ったという人たちが市の方へ来ているのかどうなのか。それと同時に、いまの生活貸付資金の条件の緩和ということは、私さっき言いましたけれども、確かにこの、そもその趣旨は、先ほど部長が言われました、公益質屋の身がわりであるという事で、この生活貸付資金が発足したわけですから、何と云うのかし

う、こういうような、本当に生活に困った人たちに対して貸すんだということは、再三の一般質問の中で話が出ますけれども、サラ金を借りる人たちは生活に困っているのか、いないのかということになれば、やはり困っているから借りるんだと思うんです。そういう人たちがサラ金を借りないで、市の生活貸付資金が借りられれば、サラ金の被害はもっと少なくて済むし、このような大きな問題にはならなかったと思うのです。聞くところによると、サラ金被害も、一番最初サラ金で借りるのは十万円以内だということなんです。それが、利子や利息なんかでぐんぐん、ぐんぐん太るから、何か所からも借りなければいけなくなるということが言われますので、ぜひ最初の段階で、市民のこの生活貸付資金が利用できれば、このような問題も起こらなくなると思うので、この点、もっと緩和と宣伝も、ぜひしてほしいと思うんです。

それと、無保証人については社会福祉協議会と検討するということですが、ぜひこれは、私は先ほど五万円と言いましたけれども、多ければ多いほどそれに越したことはないし、それに対して又、理事者の方では又、滞納分がふえて困るということもあるでしょうけれども、ぜひそういう、このような社会情

勢の中で市民生活の安全を守るということの観点に立って検討していただきたいと思っています。

以上、何点かお願いします。

○福祉部長（森田 猛君） それでは、福祉関係につきまして御答弁申し上げます。

保育料の問題でございますけれども、われわれといたしましてはどの程度が高額所得者かと言いますと、やはり一家の生計であるということを考えれば、二百万円も四百万円も高額所得者だというのは、これはまあ、当然なことでございます。したがって、やはりその一家の中で、これで生活しておるということは、たとえ少しでも多い方が高額所得者というのは、これは当然だと思います。そういうわけで、ある者からはいたこうと。国からもらっていても現行では福生市だけがもうわけにいかないの、これは法的な問題、いわゆる国の問題でございます。われわれ一職員が騒いでみたところでこれは始まらないんじゃないかと、こういうふうに考えております。

それから福生の現状でございますけれども、それではほかの市や区はどう

しているかと申し上げますと、二十三区では最高は三万四百円です、保育料の最高が。現在は、府中市が三万八千九百五十円、福生が一万六千九百円で、現在では十二番目でございます。必ずしも福生が、これらのことから見ましても財政状況が必ずいいとは私、言い切れないと思います。やはり、こういうような関係におきまして、現在の保育園、これは整備も必要であらうし、あるいは数も必要であらうと、私、こう思います。ですけれども、かなりの高額所得者、これは支出可能な家庭だと思いますが、これにまで対して九割以上も公費を出すということが、ちよつと私には理解できないというふうに考えております。

それからなお、福生の例をとりましたが、いわゆる保育対象児童、これの二割にも満たないわけでございます。八割というものが保育所を利用していないということも言えます。そう言いますと、二割のためにこれだけの公費をよけい支出しているということは、保育園を利用できない方に対しては、やはり税金、いわゆるこれの不公平ということがは、きり言えるんじゃないかというふうに考えております。そういうような観点に立ちまして、高額所得者には

応分の負担をしていたきたいというふうに考えておるわけでございます。

それから、障害児保育の問題でございますけれども、私、いまの段階では、市立保育園には障害児が一名くらいおるといことは申し上げておりません。現在、私の方の報告では、民間保育所に約三名保育をしているというようなことで、これは非常に軽い程度の障害児であるというふうに聞いております。市の保育園には現在おりません。ただそれを、募集に際しまして、私の方にはあくまでも保育に欠けるということでございます。例年、九月の広報、市のお知らせによつて募集しておりますが、特に障害児だとか一般正常児だという区別はしておりません。したがしまして、保育に欠けるものがありましたらば、一応申し込んでもらいたいと、こういうふうに考えております。

それから、民間保育園で障害児やっておりますが、なかなか実際、これは大変でございます。したがしまして、月額東京都が三万五百円、市が五千円出しておるわけでございます。その中で一応助成をいたしましてこの障害児を見ていたというところでございまして、それはそれなりで各保育園において苦勞して現在やっておりますということになっておるわけでございます。

それから生活資金の關係でございますが、貸付けを緩やかにと言っておりますが、一応これは低所得者に対する、いわゆる困窮者に貸すんだと。その内容、借りる内容はさまざまあるのではないかと、ううに考えております。現在、貸付け実績等を見ましても、その内容は非常に種々でございます。大体、いまのところ本人、又、家族の病気、それから転職のためのつなぎ資金、出産とか子供の入学支度金、それから離婚後の生活の立て直しとか交通事故、給料の遅配、いろいろあるわけでございますが、これらに対して現在、貸付けをしておるわけでございます。サラ金というふうなことで困っているというふうなことで、私の方はまだ一件も聞いておりません。新聞等では非常ににぎやかに書いてあるわけでございますが、事實はそうとは思いますが、確かにそういうふうな、最初よく説明していただいて申し込みにしていただければ、けられるというふうなことも余りないんじゃないかというふうな感じがするし、又、私もその内容を聞きますと、非常にあいまいな方、いわゆる遊びに使うとか、何かに使うというふうなこともあるようでございます。そういうものには当然、貸付けはいたしません。規則によりますと、普通はじめに生活して困っているものには

貸付けできるというふうになっておりますので、せいぜい御利用いただきたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○市長（石川 常太郎 君） 専門委員の人選につきましては、慎重な人選をしてまいりたいと思います。

なお、公開かどうかということは、これは専門委員会さんのお決めることになることではないかと、ここではお答え申し上げません。

○一番（原 敏子 君） いまの専門委員の問題は、これは公開かどうかというのは専門委員会が決めることなのであれですけど、私がさっき言ったのは、保育料のときには市長が専門委員会をつくらせて、そこで検討してもらうという答弁をいただきましたけども、それも当然必要ですけども、保育料の問題だけじゃなくて保育料に保育問題そのものをひくくめるための専門委員会にしてほしいということなんです。それはどうかということ、その専門委員会の人選ですけども、前回も父母の代表が入ってないですよ。ぜひこれは各園の父母の代表を入れてほしいということなんです。それがどうなのかということで、そういう中で多数決――